# 秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例に 規定する「知事が認める方法」について

 建
 7
 6
 5

 令和5年3月17日

 秋田県建設部建築住宅課

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例(平成28年秋田県条例第35号。以下「条例」という。)第2条に規定する「知事が認める方法」は次のとおりとする。

### (モデル建物法)

1 条例第2条第1項第1号、第2号、第3号(→(3)後段、同号(→(4)、第4号(→(3)イ、同号(→(4)、第5号(三)後段及び同号(四に規定する知事が認める方法は、モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロの規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準)とする。

## (仕様基準による評価方法、モデル住宅法又はフロア入力法)

2 条例第2条第1項第5号(一)、同号(二)後段及び同号(三)中段に規定する知事が認める方法は、仕様基準による評価方法(基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号口(3)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準)、モデル住宅法又はフロア入力法(基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号口(2)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準)とする。

### (共用部分を計算しない評価方法)

3 条例第2条第1項第3号(一)(2)前段、同号(一)(3)前段、第4号(一)(2)前段、同号(一)(3)ア前段、第5号(二)前段及び同号(三)前段に規定する知事が認める方法は、共用部分を計算しない評価方法(基準省令第1条第1項第2号口(1)の規定(基準省令第4条第3項第2号及び基準省令第5条第3項第2号の適用があるものに限る。)に基づく建築物エネルギー消費性能基準、基準省令第10条第2号口(1)の規定(基準省令第13条第3項第2号及び基準省令第14条第2項第2号の適用があるものに限る。)に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準)とする。

### (誘導仕様基準による評価方法)

4 条例第2条第1項第3号(→)(1)、同号(→)(2)後段、同号(→)(3)中段、第4号(→)(1)、同号(→)(2)後段及び同号(→)(3)ア後段に規定する知事が認める方法は、誘導仕様基準による評価方法(基準省令第10条第2号イ(2)及び同号口(2)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準)とする。

令和2年4月1日付け建一45の通知による取り扱いは廃止する。